

支払内訳書

1 委託料

発注者は、委託業務の実施に要する費用（以下「委託料」という。）として、各検査の費用（以下「検査料」という。）、検査結果の送付に係る費用（以下「検査結果送付料」という。）及び会場の使用等に係る経費（以下「会場費等」という。）の総額を金 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度に、受注者に支払うものとする。

- (1) 検査料及び検査結果送付料は、次表に掲げる単価（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受診者の人数を乗じて得た金額とする。
- (2) 検査料については、検査料の総額から、次表に掲げる受診者負担額（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）に受診者の人数を乗じて得た金額を控除した金額とする。

検診種別	検査項目		検査料（1人当たり）
乳がん検診	問診	マンモグラフィー 検査（一方向）	金 円
		マンモグラフィー 検査（二方向）	金 円
		乳腺エコー検査	金 円
子宮頸がん検診	問 診 内 診 細 胞 診		金 円
骨密度検査	超音波診断法		金 円
検査結果送付料（1人当たり）金 円			
受診者負担額（1人当たり） 金 550 円 （受診した検診種別数によらないものとする。）			

- (3) 会場費等は、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 支払方法

委託料の支払は、完了払とする。